

平成28年5月  
定例教育委員会会議

会 議 録

平成28年5月16日開催

# 会 議 録

開催日時	平成28年5月16日(月)			午後3時	開会
				午後3時33分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一, 委員長職務代理者 中島 智子, 委員 滝山 義之 委員 杉山 信治, 教育長 小池 語朗			
	事務局	説 明 員	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 高橋 いづみ	
		学校教育部次長 大河原 祐子	社会教育部次長 大鷹 明		
	事務局	事 務 局 員	学校教育部次長 片岡 晃恵	文化振興課長 樽井 里美	
学校教育部次長 山川 俊巳			中央図書館長 杉山 一彦		
		学校教育部次長 林上 敦裕			
傍 聴 者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市立学校職員の訓戒措置(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中連携・一貫教育検討懇談会について</li> <li>(2) 東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る事業手法について</li> <li>(3) 社会教育施設における臨時開館の試行について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成28年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、杉山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成28年3月定例教育委員会会議（平成28年3月30日開催）及び平成28年4月定例教育委員会会議（平成28年4月28日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年3月定例教育委員会会議及び平成28年4月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
片岡学校教育部次長	<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成28年4月16日付けから平成28年5月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものとしたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用に</p>

委	員	長	<p>よるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が3名、非常勤嘱託職員が19名となっております。</p> <p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各	委	員	<p>ありません。</p>
各	委	員	<p>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各	委	員	<p>異議ありません。</p>
各	委	員	<p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
《 報告事項 》			
委	員	長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「小中連携・一貫教育検討懇談会について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部次長	<p>報告事項（1）「小中連携・一貫教育検討懇談会について」、報告します。</p>		
			<p>本懇談会は、設置要綱第1条のとおり、旭川市小中連携・一貫教育推進プランの策定に当たり設置されたものであり、第2条のとおり小中連携・一貫教育に関する取組内容等の検討、意見交換を行うこととしております。</p>
			<p>構成員については、資料2の「旭川市小中連携・一貫教育検討懇談会構成員名簿」に記載された10名です。その内訳ですが、1号から4号については、学校関係や教育関係機関からの推薦、5号については、旭川市市民参加推進条例第6条第1項に基づいて公募を行い、構成員を決定しております。また、6号については、教育長が必要と認めた者として、今年度、教育委員会に配置しております小中連携コーディネーターを構成員とし、コーディネーターが学校訪問などで把握した学校の現状や成果・課題などを推進プランに取り入れていきたいと考えております。</p>
			<p>本懇談会は、全体で5回程度の開催を予定しており、第1回目を5月11日に開催したところであり、本市の取組状況や国などの動きを説明し、小中連携・一貫教育に期待することなどについて、各構成員から御意見をいただき、スタートしたところです。</p>
			<p>今後、文部科学省が作成する手引や、市内の小学校5年生・6年生と中学校1年生を対象としたアンケートの結果なども参考に、10月中旬頃までに推進プラン素案を作成します。</p>
			<p>その後、11月の教育委員会会議において素案を決定し、意見提出手続を経て、最終的には、来年2月の教育委員会会議で決定していただけるような予定で進めてまいりたいと考えているところです。</p>
委	員	長	<p>報告事項（1）「小中連携・一貫教育検討懇談会について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各	委	員	<p>ありません。</p>
各	委	員	<p>それでは、報告事項（1）「小中連携・一貫教育検討懇談会について」は、報告を受けたこととします。</p>
			<p>次に、報告事項（2）「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る事業手法について」、報告願います。</p>
大河原学校教育部次長	<p>報告事項（2）「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る事業手法について」、報告します。</p>		
			<p>昨年度、当該事業に係る入札に当たりましては、設計と施工を一括発注するデザインビルド方式を採用し、総合評価一般競争入札により実施したところですが、応札があつたにもかかわらず入札不調となったことから、この間の応札者の対応や教育委員会の事務処理等について、庁内関係部局との協議等を通じて評価・検証を行い、報告書をまとめ、本年3月1日に</p>

開催されました経済文教常任委員会に報告したところです。

この報告書におきましては、「入札不調に至った結果を真摯に受け止め、改築事業の再開に当たってはアドバイザー契約の成果品を活用しつつ、建築手法としての分割発注や入札方法としての総合評価一般競争入札以外の方式なども含めて検討を行い、早期に改築事業に着手できる事業手法を採用すべき」としたところであり、これまで関係部局と事業の再開に向けて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。

検討の結果、事業手法といたしましては、デザインビルド方式に替えて、まず設計業務を発注し、設計業務の完成後に施工業務を発注する従来型の方式を採用すること、また、最初の段階である設計業務の発注に当たっては、総合評価一般競争入札に替えて、公募型プロポーザル方式を採用し、次の段階である施工業務の発注に当たっては、建築一式工事、電気工事、管工事、厨房機器などを分割発注する従来型の方式を採用することを予定しております。

従来型の方式で実施する場合は、段階を追って発注していくこととなるため、デザインビルド方式と比較して、工期が長くなり、物価上昇分などを含め全体経費に影響を与えることも想定されますが、一方で地元企業にとっては、デザインビルド方式のように、仕組み上の理解しづらい点や事業上のリスク等の障壁がないことから、地元企業の参入機会等に配慮しながら着実に事業を進められるものと考えております。なお、少しでも工期の短縮化を図るため、基本設計と実施設計の二つの業務を一括して発注することを予定しております。

また、設計業務の発注に当たりましては、学校給食共同調理所が単なる建物ではなく、食品工場という性格を有することや高い衛生環境水準の確保が求められることなど、給食施設の特殊性を考慮し、地元の設計業者と厨房設備業者とで構成する共同企業体を対象に、その提案を受けることができるよう公募型プロポーザル方式を採用する予定ですが、この際に、前回のアドバイザー契約で作成した要求水準書を活用いたします。

今後の具体的なスケジュール及び全体事業費の積算などについては、基本設計・実施設計が終わっていない段階であり、また、事業方式の違いもあり、確定的なことは申し上げられませんが、供用開始につきましては、平成31年度中を目指してまいりたいと考えております。また、概算工事費につきましては、熱源を前回予定していたヒートポンプから従来型の方式の冷暖房設備への変更を前提とした上で、一方で資材・労賃等の物価変動分を除き、本市の財政状況も考慮しながら、おおよそ20億円程度を目安に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、今後の方向性について説明申し上げましたが、基本設計・実施設計の一括発注を平成28年度から平成29年度にかけての委託契約として予定していることから、平成28年第2回定例市議会に、債務負担行為の設定と併せて補正予算を計上してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告事項(2)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る事業手法について」、御意見、御質問等がありますか。

中島委員

設計や建築については素人なのですが、報告を聞いた限りでは、東京オリンピックの年と重なりますよね。少し前までも、家を建てようと思っていても、東日本大震災の影響で業者がいない、物がいないという状況でした。東日本大震災から5年経過していてもそういう状況なのに、20億円程度で足りるのかと心配です。工期が長くなると分かっているのに、あえて分割発注する理由は何ですか。

教育長

デザインビルド方式で進めることによって、応札者が再びいないのではないか、あるいは前回と同じようなことになるのではないかと、仮に応札者がいたとしても、入札不調になってしまうのではないかとというおそれがある

杉山委員 学校教育部長	<p>ります。ですから、従来型の方式で進めることが一番分かりやすく、地元企業の参画が得やすいです。仮にデザインビルド方式で進めるということになれば、地元企業の参画を得ることが本当にできるのか、また、成功させるためには、地元企業という縛りを解く必要もあるのではないかということから、従前型の方式で進め、分かりやすかつ地元企業も受注しやすい内容にしていきたいということです。設計業務の発注・施工業務の発注と段階を踏んで、仕様・電気・配管などのさまざまな分野に分かれていきます。東京オリンピックとの関係で上手く進むのだろうかという心配は持っています。場合によっては、インフレスライド条項を適用し、その時々物価変動に合わせて発注していくことになると思います。</p>
中島委員 教育長 学校教育部長	<p>デザインビルド方式では、どのくらいの金額だったのですか。 税抜きで15億7千万円、税込みで17億6千万円ぐらいです。17億6千万円の中には、熱源の部分が入っていませんので、ヒートポンプを熱源とすると、5億数千万円程度の金額になるため、税込みで22億円を超えます。それを従来型の方式にすると3億数千万円程度で足り、2億円以上節減されますので、おおよそ20億円となりますが、精緻な積算にはなっていません。ただ、財政的な制約がある中で、その中に収まるようにできるだけ節減していきたいと考えています。基本設計や実施設計を進めていく中で財政課や公共建築課と相談することになると思います。</p>
滝山委員 学校教育部長	<p>時間が掛かれば、その分、資材の金額が上がる見込みになるので、難しいところです。 20億円を目安としていますが、物価変動を考慮しながら判断しなくてはならないと思います。 本来は実施設計が終わってから、どのくらいの金額になるのかということで予算を計上していくのですが、前回、デザインビルド方式で進める中で総事業費を公表しています。方法を変えるので、直接リンクしないのですけれども、関心が高いことでもあるため、平成28年第2回定例市議会で提案するときには、方法も変え、物価変動分もあるので確定的なことは言えないけれども、熱源も含め20億円を一つの目安として押さえていきたいということを行わなくてはならないと思っています。</p>
滝山委員 学校教育部長 委員 委員	<p>熊本県で地震が起こり大変な状況になっています。旭川市は地震が少ないですが、今回、改築事業を進める中で、自然災害に対応している部分はありますか。 当初の計画から、避難所として提供できるようなラインを一つ設ける予定であり、今の段階では、その性能を変える予定はありません。 耐震性も考慮されていますか。 はい。 一度頓挫しているのですが、再びということは避けなければならないと思います。大変だとは思いますが、よろしくお願いします。 他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員 委員	<p>ありません。 それでは、報告事項(2)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る事業手法について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、報告願います。</p>
文化振興課長	<p>報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、報告します。 観光客等への利便性の向上を図るため、彫刻美術館ステーションギャラリー及び井上靖記念館における夏期の月曜日開館の試行実施につきましては、6月から9月までの4か月間、休館日の月曜日を臨時に開館するもので、今年度で5年目となるものであります。なお、このことについては、ホームページやチラシ等で市民の皆様への広報を予定しております。</p>

中央図書館長	<p>続きまして、中央図書館の臨時開館の試行について報告します。</p> <p>平成26年度より実施しております、子どもたちの夏・冬休み期間中の月曜日に、中央図書館を臨時開館する試行につきまして、平成28年度も継続して実施いたします。</p> <p>平成28年度は、夏休み4日、冬休み3日の計7日の臨時開館を予定しており、開館時間は午前10時から午後5時までとなっております。月曜日の臨時開館につきましては、夏・冬休み期間中の児童生徒の読書活動の推進や学習活動の支援、子どもたちの居場所づくりの一環としての取組であり、図書館利用啓発のため各学校へポスターの配布、行事や企画を案内するチラシなどを図書館等の窓口で配布するなど、早めに準備し、PRに努めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
委員 長	報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、御意見、御質問等はありませんか。
教 育 長	中央図書館では、臨時開館ではなく通年開館に向けた検討をしてほしいといろいろな場面で言われています。それに関わる検討期間というのは整理されていますか。
中央図書館長	月曜日開館によって利用者によってどのような動きがあるのか、また、来館者への調査や企画の参加状況などを見ながら検討し、今年中にはこれらの結果を踏まえて一定の方向性を報告するため、体制を整えて進めていきます。
教 育 長	来館者への調査などは過去にも取り組んでいるので、更に詳細に調査するというのであればいいことだと思います。しかし、結論から言うと、臨時開館は職員の時間外対応をしているということがネックになっていて、それについて、抜本的な体制を検討することが求められているのだと思います。つまり、時間外対応で増えた分は、職員を更に増員して対応するという分かりやすい方法もあれば、部分的に違う手法を取るという方法もあると思いますので、そういったものをきちんと検討していかなければいけません。
委 員 長	通年開館も含めた検討をしていただきたいと思います。
各 委 員	他に御意見、御質問等はありませんか。
委 員 長	ありません。
	それでは、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
委 員 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事 務 局 職 員	ありません。
	《 秘 密 会 》
委 員 長	ここからは、秘密会といたします。
	【以下、非公開】